

重度化対応加算等に係る基準改正のお知らせ

- ◆ 重度化対応加算及び夜間看護体制加算（以下「重度化対応加算等」という。）

の算定にあたっては、平成20年3月末までの間、常勤の看護師に代え、常勤の看護職員でも算定可能とされていたところ、今回の基準改正により当該経過措置を平成20年9月30日まで延長することとされましたので、お知らせします。

【対象サービス及び加算項目】

| サービスの種類 | 加算項目 |
|---------------|---------------------|
| 介護老人福祉施設 | 重度化対応加算、看取り介護加算 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 重度化対応加算、看取り介護加算 |
| 短期入所生活介護 | 夜間看護体制加算、在宅中重度者受入加算 |
| 特定施設入居者生活介護 | 夜間看護体制加算 |

京都府健康福祉部 介護・福祉事業課

TEL：075-414-4673

FAX：075-414-4572